

基 発 0331 第 52 号
年 管 発 0331 第 5 号
令 和 5 年 3 月 31 日

都道府県労働局長
日本年金機構理事長 あて

厚生労働省労働基準局長
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

被用者保険の更なる適用促進に向けた労働行政及び社会保険行政の連携
について

令和4年12月16日に全世代型社会保障構築会議報告書が取りまとめられたことを踏まえ、令和5年4月1日から、被用者保険の更なる適用促進に向けて、下記のとおり、労働行政と社会保険行政とで一層の連携を図ることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

国民の価値観やライフスタイルが多様化している中で、いわゆるフリーランス等の請負・準委任契約を締結する就労形態が増加している。

一方、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省策定。）では、フリーランス等であっても労働者に該当する場合があることが示されている。

社会保険行政においては、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用に当たっては、従前から、雇用保険被保険者情報の活用等、労働行政と連携した取組を進めてきたところであるが、今般、労働基準監督署（以下「署」という。）において労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者であると判断した事案について、日本年金機構年金事務所

(以下「年金事務所」という。)に情報提供し、被用者保険の更なる適用促進を図ることとする。

また、当該情報については、労働保険料の適正徴収の観点から、都道府県労働局(以下「局」という。)労働保険適用徴収部門(以下「労働保険適用徴収部門」という。)にも提供することとするので、労働保険適用徴収部門においては、当該情報の提供があった場合には、調査の必要性や実施体制等を勘案の上、年金事務所からの合同調査依頼に応じるなど、適切に対応すること。

併せて、局、署及び年金事務所は、フリーランス等から労働関係法令、健康保険法及び厚生年金保険法の適用に係る相談等があった際には、それぞれが所管する法令等について説明するとともに、他部署等の所管する法令等については、可能な限り別添リーフレット等を用いて説明し、当該法令等を所管する部署等を教示するなど、適切に対応すること。

労働保険・社会保険（厚生年金・健康保険）への加入手続きはお済みですか？

➤ 以下の要件に当てはまる場合は労働保険・社会保険が適用され、加入手続きが必要です。

1 労働保険（労災保険・雇用保険）の適用要件

- 労働保険は、**労働者を1人でも使用している事業場**に適用されます。
- 適用事業場は、労働保険への加入手続きが**法律で義務づけられています**。

※本社のほかに工場、支店などがあれば、原則、それぞれについて加入手続きが必要です。
※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、加入は任意です。

- 労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

- **労災保険は、全ての労働者が対象**となります。
- **雇用保険は、次の①及び②をいずれも満たす労働者が対象**となります。

① 週の所定労働時間が20時間以上

② 継続して31日以上雇用見込み

2 社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用要件

- 社会保険は、**会社（事業所）単位**で適用となります。
- 次の事業所は、社会保険への加入が**法律で義務づけられています**。

すべての**法人事業所**
(被保険者1人以上)

法令に定める17業種※の**個人事業所**
(常時従業員を5人以上雇用している)

※サービス業の一部（飲食業、宿泊業、理美容業等）、農林業、水産業、畜産業などは対象となりません。

- **適用事業所に使用される人で、次の①または②に該当する人**は、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

① 1週間の所定労働時間と1月間の所定労働日数がフルタイムの労働者の4分の3以上である場合

例：フルタイムの労働者が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方

② ①以外で、以下の4つの要件を全て満たす場合

- (a) 1週間の所定労働時間が20時間以上
- (b) 所定内賃金が月額8.8万円以上
- (c) 学生ではない
- (d) 従業員101人以上の会社に勤務
(2024年10月からは51人以上)

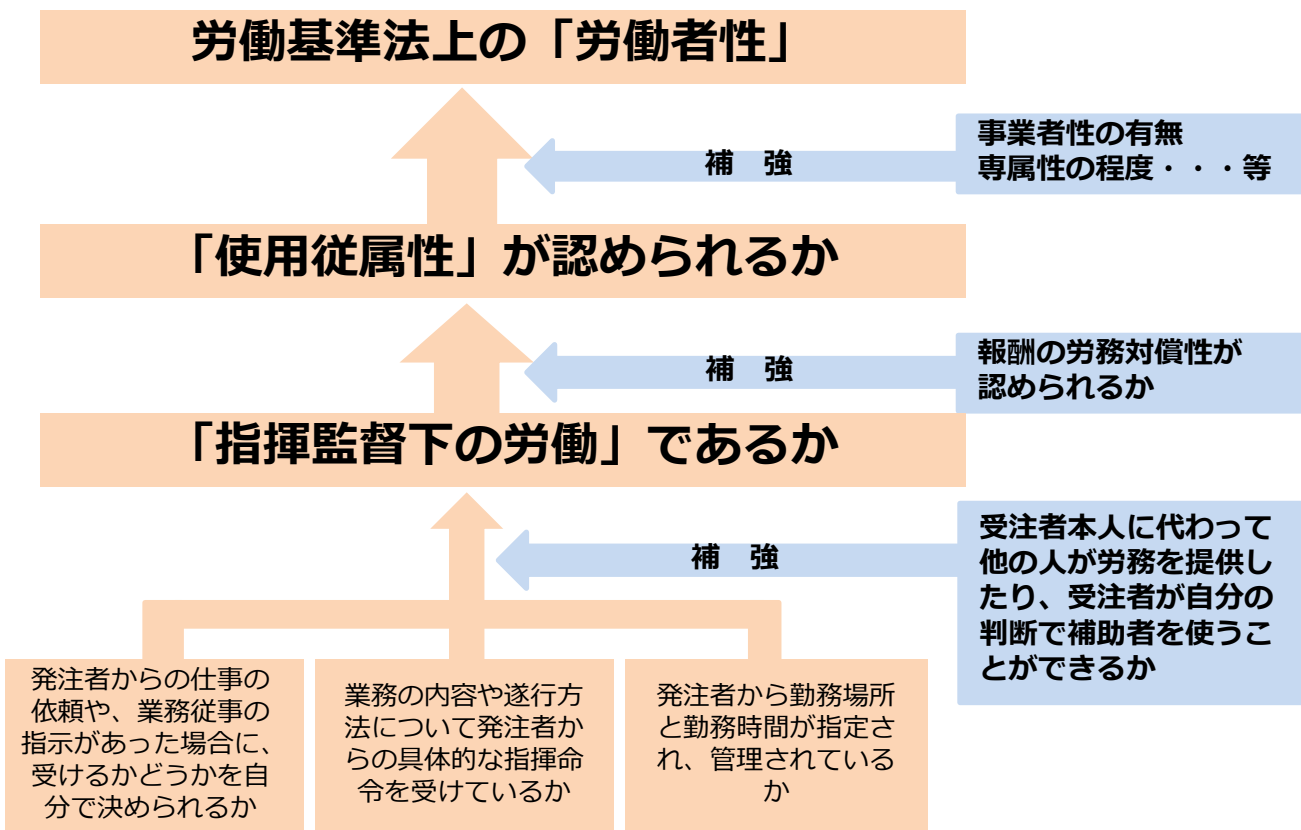
適用要件の早見表やお問い合わせ先は、裏面をご覧ください▶▶

労働保険・社会保険適用要件 早見表

要件等	労災保険	雇用保険	社会保険(個人)	社会保険(法人)
適用事業所	適用業種	全業種 ※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、加入は任意です。	サービス業の一部 (飲食業、宿泊業、理美容業等)、農林業、水産業、畜産業等を除く業種	全業種
	適用要件	労働者を使用	常時5人以上の従業員を使用	常時従業員を使用
対象者及び被保険者	勤務時間要件	全ての労働者	週所定労働時間 20時間以上	週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイムの労働者の3/4以上 ※特定適用事業所(被保険者数101人以上の企業に属する事業所)に関しては20時間以上
	勤務期間要件		31日以上	2月超 (2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合を含む)
	加入可能年齢			70歳まで
詳細はこちらをご確認ください→	▶労働保険の成立手続はお済みですか https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/040330-2.html (厚生労働省HP)		▶適用事業所と被保険者 https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html (日本年金機構HP)	

本表は労働保険・社会保険の適用要件についてを簡易的に示したものですので、細かい要件については詳細ページをご確認いただくか、下記窓口までお問い合わせください。

形式的には雇用契約を締結していない場合でも、労働保険・社会保険が適用される場合があります



形式的には雇用契約を締結せず、フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をしている場合であっても、労働関係法令や社会保険の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、**個々の働き方の実態に基づいて判断**します。

参考：労働基準法上の労働者の判断基準（左図）

くわしくはこちらにお問い合わせ下さい

○労働関係法令・労働保険に関するお問い合わせ先（都道府県労働局）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/pref.html

○社会保険に関するお問い合わせ先（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

